

平成 25 年度第 3 4 回人事委員会定例会会議結果

1 開催日時 平成 26 年 3 月 27 日 (木) 午後 4 時 15 分

2 開催場所 委員室

3 出席者 委員長 熊谷 隆司
委員 伊藤 方子
委員 飛澤 重嘉

事務局長 佐藤 義昭
総括課長 花山 智行

4 議題

(1) 会議の公開・非公開の決定

会議の冒頭、議案第 13 号及び報告事項 1 を非公開とする旨決定

(2) 議題

議案第 1 号	職員の任用に関する規則の一部改正について	(公 開)
議案第 2 号	職員の競争試験及び選考の委任に関する規則の一部改正について	(公 開)
議案第 3 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について	(公 開)
議案第 4 号	一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例附則等の規定による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部改正について	(公 開)
議案第 5 号	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について	(公 開)
議案第 6 号	通勤手当に関する規則の一部改正について	(公 開)
議案第 7 号	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について	(公 開)
議案第 8 号	職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部改正について	(公 開)
議案第 9 号	職員の給与の支給に関する規則の一部改正について	(公 開)
議案第 10 号	職員の育児休業等に関する規則の一部改正について	(公 開)
議案第 11 号	職員の配偶者同行休業に関する規則の制定について	(公 開)
議案第 12 号	岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部改正について	(公 開)
議案第 13 号	職員の選考による昇任及び職務の級の決定について	(非公開)
報告事項 1	解雇予告除外認定について	(非公開)
報告事項 2	公務員の給与の状況について	(公 開)

5 審議の状況 (結果)

(1) 公開とした会議

[議案第 1 号] 資料はこちら

選考により採用できる職並びに職員採用 I 種試験のうち一般行政及び総合土木の職種区分に係る試験方法及び受験資格について、職員の任用に関する規則の一部を改正することについて、決定した。

[議案第 2 号] 資料はこちら

職員の配偶者同行休業制度の創設に伴い、職員の競争試験及び選考の委任に関する規則の一部を改正することについて決定した。

〔議案第3号〕 資料はこちら

公益法人制度改革に係る法人の名称変更等に伴い、公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正することについて決定した。

〔議案第4号〕 資料はこちら

配偶者同行休業制度の導入に伴い、一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例附則等の規定による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正することについて、決定した。

〔議案第5号〕 資料はこちら

給与条例等の改正に伴い、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正することについて、決定した。

〔議案第6号〕 資料はこちら

配偶者同行休業制度の導入に伴い、通勤手当に関する規則の一部を改正することについて、決定した。

〔議案第7号〕 資料はこちら

配偶者同行休業制度の導入に伴い、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正することについて、決定した。

〔議案第8号〕 資料はこちら

配偶者同行休業制度の導入に伴い、職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部改正についての一部を改正することについて、決定した。

〔議案第9号〕 資料はこちら

配偶者同行休業制度の導入に伴い、職員の給与の支給に関する規則の一部を改正することについて、決定した。

〔議案第10号〕 資料はこちら

配偶者同行休業制度の導入に伴い、職員の育児休業等に関する規則の一部を改正することについて、決定した。

〔議案第11号〕 資料はこちら

職員の配偶者同行休業制度に関する条例の規定に基づき、導入に伴い、職員の配偶者同行休業制度に関する規則の制定について、決定した。

〔議案第12号〕 資料はこちら

配偶者同行休業制度の創設に伴い、岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部を改正することについて、決定した。

〔報告事項2〕

公務員の給与の状況について、報告した。

(2) 非公開とした会議

〔議案第13号〕

岩手県議会議長から申請のあった者に係る選考による昇任及び職務の級等について、決定した。

〔報告事項1〕

解雇予告除外認定について、報告した。

6 傍聴人 なし

岩手県人事委員会議についての問い合わせ

岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県人事委員会事務局職員課

電話 019-629-6236

FAX 019-629-6239

メール DD0002@pref.iwate.jp

議案第 1 号

職員の任用に関する規則の一部改正について

平成 26 年 3 月 27 日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第 1 改正の趣旨

選考により採用できる職並びに職員採用 I 種試験のうち一般行政及び総合土木の職種区分に係る試験方法及び受験資格について、所要の改正をしようとするものである。

第 2 改正の内容

- 1 選考により採用できる職に職員の配偶者同行休業に関する条例第 9 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職を加えること。(第 14 条関係)
- 2 職員採用 I 種試験の職種区分総合土木について、試験方法 B を新たに設けること。(別表第 2 関係)
- 3 職員採用 I 種試験一般行政及び総合土木の試験方法 B について、受験資格を定めること。(別表第 3 関係)

第 3 施行期日 (附則関係)

平成 26 年 4 月 1 日から施行すること。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊 谷 隆 司

岩手県人事委員会規則第 号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和32年岩手県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
<p>(選考により採用できる職)</p> <p>第14条 次に掲げる職への採用は、それぞれ選考によることができる。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>別表第2（第9条の2－第10条の2関係）</p>				<p>(選考により採用できる職)</p> <p>第14条 次に掲げる職への採用は、それぞれ選考によることができる。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p><u>(9) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年岩手県条例第 号）第9条第1項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職で、選考による採用について人事委員会の定める基準を満たすもの</u></p> <p>(10) [略]</p> <p>別表第2（第9条の2－第10条の2関係）</p>			
試験の種類	職種区分	職種区分の対象となる職	試験方法	試験の種類	職種区分	職種区分の対象となる職	試験方法
職員採用	[略]			職員採用	[略]		
I 種試験	社会福祉	[略]	教養試験	I 種試験	社会福祉	[略]	教養試験
	[略]		専門試験（多肢選択式） 論文試験 人物試験（個別面接、集団討論、適性検査） 身体検査		[略]		専門試験（多肢選択式） 論文試験 人物試験（個別面接、集団討論、適性検査） 身体検査
	総合土木	[略]			総合土木	[略]	方 教養試験 法 専門試験（多肢選択式） A 論文試験 人物試験（個別面接、集団討論、適性検査） 身体検査 方 教養試験

			[略]
[略]			

[略]

別表第3 (第13条関係)

試験の種類	受験資格
職員採用 I 種試験	[略]
職員採用 II 種試験	[略]
[略]	

[略]

		法	専門試験 (多
		B	肢選択式)
			専門試験 (記
			述式)
			論文試験
			人物試験 (個
			別面接、集団
			討論、適性検
			査)
			身体検査
			[略]
[略]			

[略]

別表第3 (第13条関係)

試験の種類	受験資格
職員採用 I 種試験 (別表第2の 職種区分欄に掲げる一般行政及 び総合土木の当該試験の方法が 同表の試験方法欄に掲げる方法 Bであるものを除く。)	[略]
職員採用 I 種試験 (別表第2の 職種区分欄に掲げる一般行政及 び総合土木の当該試験の方法が 同表の試験方法欄に掲げる方法 Bであるものに限る。)	試験を実施する日の 属する年度の4月1日 における年齢が21歳以 上40歳未満の者である こと。
職員採用 II 種試験	[略]
[略]	

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 2 号

職員の競争試験及び選考の委任に関する規則の一部改正について

平成 26 年 3 月 27 日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第 1 改正の趣旨

職員の配偶者同行休業制度の創設に伴い、任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職についての選考を任命権者に委任しようとするものである。

第 2 改正の内容

選考の実施を任命権者に委任する職に職員の任用に関する規則第 14 条第 9 号の規定に該当する職を加えること。(第 3 条関係)

第 3 施行期日 (附則関係)

平成 26 年 4 月 1 日から施行すること。

職員の競争試験及び選考の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

職員の競争試験及び選考の委任に関する規則の一部を改正する規則

職員の競争試験及び選考の委任に関する規則（昭和32年岩手県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(採用のための選考の委任)</p> <p>第3条 規則第14条に規定する選考により採用できる職のうち、次に掲げる職への採用のための選考の実施は、任命権者に委任する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>	<p>(採用のための選考の委任)</p> <p>第3条 規則第14条に規定する選考により採用できる職のうち、次に掲げる職への採用のための選考の実施は、任命権者に委任する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>規則第14条第9号の規定に該当する職</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

議案第3号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について

平成26年3月27日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 改正の趣旨

職員を派遣することができる公益的法人等について、公益法人制度改革に係る法人の名称変更等に伴い、所要の改正をしようとするものである。

第2 規則案の内容

- (1) 職員を派遣できる公益的法人等について、公益財団法人等へ移行した財団法人いわてリハビリテーションセンター、財団法人岩手県長寿社会振興財団、財団法人いわて産業振興センター、財団法人岩手県土木技術振興協会及び財団法人岩手県体育協会の名称を改めること。(第2条第1項関係)
- (2) 岩手県土地開発公社の移管に伴い、組織等の並び順を建制順に改めること。(第2条第3項関係)

第3 施行期日（附則関係）

平成26年4月1日から施行すること。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年岩手県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員を派遣することができる公益的法人等)</p> <p>第2条 条例第2条第1項第1号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 財団法人いわてリハビリテーションセンター（平成4年4月1日に財団法人いわてリハビリテーションセンターという名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p><u>(5) 財団法人岩手県長寿社会振興財団（昭和63年5月20日に財団法人岩手県長寿社会振興財団という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p><u>(6) 財団法人いわて産業振興センター（昭和61年8月30日に財団法人岩手県高度技術振興協会という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p>(7)～(9) [略]</p> <p><u>(10) 財団法人岩手県土木技術振興協会（昭和56年4月1日に財団法人岩手県土木技術振興協会という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p>(11)～(13) [略]</p> <p><u>(14) 財団法人岩手県体育協会（昭和41年4月27日に財団法人岩手県体育協会という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第2条第1項第3号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる法人とする。</p> <p><u>(1) 岩手県土地開発公社</u></p> <p><u>(2) [略]</u></p> <p><u>(3) [略]</u></p> <p><u>(4) [略]</u></p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>4 [略]</p>	<p>(職員を派遣することができる公益的法人等)</p> <p>第2条 条例第2条第1項第1号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 公益財団法人いわてリハビリテーションセンター</u></p> <p><u>(5) 公益財団法人いきいき岩手支援財団</u></p> <p><u>(6) 公益財団法人いわて産業振興センター</u></p> <p>(7)～(9) [略]</p> <p><u>(10) 公益財団法人岩手県土木技術振興協会</u></p> <p>(11)～(13) [略]</p> <p><u>(14) 公益財団法人岩手県体育協会</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第2条第1項第3号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる法人とする。</p> <p><u>(1) [略]</u></p> <p><u>(2) [略]</u></p> <p><u>(3) [略]</u></p> <p><u>(4) 岩手県土地開発公社</u></p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>4 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について

H26.3.27 人事委員会事務局職員課

1 改正の趣旨

職員を派遣することができる公益的法人等について、公益法人制度改革に係る法人名の変更等に伴い、所要の改正を行うこと。

2 改正内容

(1) 公益法人制度改革に伴い、一般社団（財団）法人又は公益社団（財団）法人へ移行した5法人の名称を改めること。

改正前	改正後
財団法人いわてリハビリテーションセンター	公益財団法人いわてリハビリテーションセンター
財団法人岩手県長寿社会振興財団	公益財団法人いきいき岩手支援財団
財団法人いわて産業振興センター	公益財団法人いわて産業振興センター
財団法人岩手県土木技術振興協会	公益財団法人岩手県土木技術振興協会
財団法人岩手県体育協会	公益財団法人岩手県体育協会

(2) 岩手県土地開発公社の移管に伴い、組織等の並び順を建制順に改めること。

改正前	改正後
岩手県土地開発公社【政策地域部】	学校法人岩手医科大学【保健福祉部】
学校法人岩手医科大学【保健福祉部】	社会福祉法人岩手県社会福祉事業団【保健福祉部】
社会福祉法人岩手県社会福祉事業団【保健福祉部】	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会【保健福祉部】
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会【保健福祉部】	岩手県土地開発公社【商工労働観光部】
岩手県農業会議【農林水産部】	岩手県農業会議【農林水産部】
岩手県土地改良事業団体連合会【農林水産部】	岩手県土地改良事業団体連合会【農林水産部】

(参考) 公益的法人等への職員の派遣

ア 職員の派遣

任命権者は、業務の全部又は一部が県の事務又は事業と密接な関連を有し、かつ県の施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要なものとして条例で定めるもの（公益的法人等）との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。具体的な公益的法人等については、条例及び規則で定められている。

イ 職員を派遣することができる公益的法人等（今回改正分）

- ① 一般社団法人又は一般財団法人のうち、県が基本金その他これに準ずるものを出資しているもの又は県内に主たる事務所を有するもので、規則で定めるもの。
 - ・公益財団法人岩手県国際交流協会ほか13法人（規則第2条第1項関係）
- ② 特別の法律により設立された法人で政令で定められるもののうち、県内に主たる事務所を有するもので、規則で定めるもの。
 - ・岩手県土地開発公社ほか5法人（規則第2条第3項関係）

3 施行期日

平成26年4月1日から施行すること。

議案第4号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則等の規定による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部改正について

平成26年3月27日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 趣旨

配偶者同行休業制度の導入に伴い、所要の改正をしようとするものである。

第2 規則案の内容

給与構造改革時の経過措置に係る復職時調整に、職員の配偶者同行休業に関する条例に基づくものを加えること。（第2条関係）

第3 施行期日（附則関係）

平成26年4月1日から施行すること。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則等の規定による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則等の規定による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則等の規定による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年岩手県人事委員会規則第42号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 復職時調整 初任給等規則第43条、職員の育児休業等に関する条例（平成4年岩手県条例第7号。以下「育児休業条例」という。）第8条、公益的法人等派遣条例第6条 <u>又は職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年岩手県条例第65号）</u> 第10条の規定による号給の調整をいう。</p> <p>(9) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 復職時調整 初任給等規則第43条、職員の育児休業等に関する条例（平成4年岩手県条例第7号。以下「育児休業条例」という。）第8条、公益的法人等派遣条例第6条 <u>職員</u>の自己啓発等休業に関する条例（平成19年岩手県条例第65号）第10条 <u>又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年岩手県条例第 号）</u> 第10条の規定による号給の調整をいう。</p> <p>(9) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則等の規定による
給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部改正について

H26. 3. 27 人事委員会事務局

1 趣旨

配偶者同行休業制度の導入に伴い、所要の改正をしようとするものである。

2 改正の内容

【本規則について】

- ・ 平成 18 年度からのいわゆる給与構造改革の実施時に、給料の切替え等に係る経過措置の一部が人事委員会規則に委任されたことから制定されたもの。
- ・ 内容としては、切替日（給与構造改革の施行日（H18. 4. 1））以後に、給料表異動や初任給基準異動、復職時調整、降格等をした場合の経過措置額の算出方法を示したものとなっている。

【第 2 条関係】

本規則における復職時調整の定義に、配偶者同行休業条例に基づくものを加えること。

- ・ 配偶者同行休業条例第 10 条に基づき復職時調整が行われることとなったことから、自己啓発等休業条例の制定時と同様に規定を追加するもの。
- ・ なお、国においては、平成 26 年度末で当該経過措置が終了することから改正は行われていないもの。

3 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日

（職員の配偶者同行休業に関する条例等の施行日と同一とすること。）

議案第5号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について

平成26年3月27日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 趣旨

給与条例等の改正に伴い、55歳を超える職員の昇給抑制等に係る規定を整備しようとするものである。

第2 規則案の内容

- (1) 給与条例等の改正により、55歳を超える職員については、勤務成績が特に良好な場合に限り昇給させることとされたことに伴い、当該職員を昇給させる場合の昇給号給数について定めること。(別表第7の2関係)
- (2) その他所要の整備をすること。(第35条、第37条関係)

第3 施行期日(附則関係)

平成26年4月1日から施行すること。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷 隆 司

岩手県人事委員会規則第 号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																				
<p style="text-align: center;">(昇給区分及び昇給の号給数)</p> <p>第35条 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、第33条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。</p> <p>この場合において、第4号又は第5号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、人事委員会の定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が極めて良好である職員 A</p> <p>(2) 勤務成績が特に良好である職員 B</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>2～9 [略]</p> <p style="text-align: center;">(昇給号給数の抑制に係る年齢の特例)</p> <p>第37条 [略]</p> <p>別表第7の2 昇給号給数表（第35条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">昇給区分</td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: center;">C</td> <td style="text-align: center;">D</td> <td style="text-align: center;">E</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">昇給の号</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">給数</td> <td style="text-align: center;"><u>4</u>以上</td> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p>	昇給区分	A	B	C	D	E	昇給の号	[略]					給数	<u>4</u> 以上	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	[略]	<p style="text-align: center;">(昇給区分及び昇給の号給数)</p> <p>第35条 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、第33条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。</p> <p>この場合において、第4号又は第5号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、人事委員会の定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が特に良好である職員のうち当該勤務成績が極めて良好である職員 A</p> <p>(2) 勤務成績が特に良好である職員（前号に掲げる職員を除く。） B</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>2～9 [略]</p> <p style="text-align: center;">(昇給号給数の抑制等に係る年齢の特例)</p> <p>第37条 [略]</p> <p>別表第7の2 昇給号給数表（第35条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">昇給区分</td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: center;">C</td> <td style="text-align: center;">D</td> <td style="text-align: center;">E</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">昇給の号</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">給数</td> <td style="text-align: center;"><u>2</u>以上</td> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0</u></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p>	昇給区分	A	B	C	D	E	昇給の号	[略]					給数	<u>2</u> 以上	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	[略]
昇給区分	A	B	C	D	E																																
昇給の号	[略]																																				
給数	<u>4</u> 以上	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	[略]																																
昇給区分	A	B	C	D	E																																
昇給の号	[略]																																				
給数	<u>2</u> 以上	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	[略]																																
備考 改正部分は、下線の部分である。																																					

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

55歳を超える職員の昇給抑制に係る初任給等規則の改正について

H26. 3. 27 人事委員会職員課

1 趣旨

給与条例等の改正に伴い、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号。以下「規則」という。）について、規定の整備を行おうとするもの。

2 改正案の内容

(1) 国の人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）の改正に準じた改正

ア 昇給号給表を改正すること。（別表第7の2）

55歳を超える職員[※]の昇給について、勤務成績が極めて良好（A）又は特に良好（B）である場合に限り行うこととされたことから、下記の内容で表を改正。

【昇給の号給数】

区分		A (極めて良好)	B (特に良好)	C (良好)	D (やや良好でない)	E (良好でない)
現行	特定職員	8以上	6	3	2	0
	一般職員	8以上	6	4	2	0
	(55歳超)	<u>4以上</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>0</u>
改正後	特定職員	8以上	6	3	2	0
	一般職員	8以上	6	4	2	0
	(55歳超)	<u>2以上</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>

※ 医療職給料表(1)適用職員にあつては、従前のおり60歳超とする。

イ その他所要の整備をすること。（第37条関係）

本条で規定されている医療職給料表(1)適用職員について60歳超とする年齢の特例について変更はないものの、国の例に準じて見出しを改正。

（従来、55歳を超える職員について、それ以外の職員に係る標準である「4号給（特定職員は3号給）」を半分である「2号給」に読み替える「昇給号給数の抑制」に係る規定であつたものが、今回の条例改正により、「勤務成績が特に良好な場合に限り」昇給を行うこととする等、単に昇給号給数の抑制に留まらない内容となつたことから、「昇給号給数の抑制等」とするもの。）

(2) 本県独自の改正

条例の規定が改正されたことに伴い、規則の適用に若干の疑義が生じるおそれがあることから、所要の整備をすること。（第35条関係）

【給与条例第6条第7項（改正後）】

7 55歳（人事委員会規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）を超える職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

- ・ 規則第35条においてA～Eの昇給区分を定めているが、条例が上記のような規定に改正になることに伴い、「特に良好である場合に限り」昇給を行うとする規定を字義通り解釈すると「B」の場合のみに昇給を行うと受け取られかねないことから、A及びBの区分の表現を整備するもの。

3 施行期日

平成26年4月1日とする。

（給与条例等の改正条例の施行日と同日であること。）

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

岩手県条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(初任給、昇格、昇給等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、<u>同項</u>に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員であつては、3号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>7 55歳（人事委員会規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）を超える職員に関する前項の規定の適用については、<u>同項中「4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員であつては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。</u></p> <p>8～11 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～28 [略]</p>	<p>(初任給、昇格、昇給等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 前項の規定により職員（<u>次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。</u>）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、<u>前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、3号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>7 55歳（人事委員会規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）を超える職員<u>の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>8～11 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～28 [略]</p>

29 特定管理職員で次の各号のいずれかに該当するものの平成26年4月から平成27年3月までの間に支給されるべき給料の特別調整額の月額は、第26条第1項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき定められる額から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するものとして知事が定める職員 100分の25

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級又は7級であるもの（知事が定める職員を除く。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するものとして知事が定める職員 100分の15

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
	(初任給、昇格、昇給等)	(初任給、昇格、昇給等)
第7条 [略]	第7条 [略]	第7条 [略]
2～5 [略]	2～5 [略]	2～5 [略]
6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、 <u>同項</u> に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものがこれに相当するものとして県人事委員会規則で定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として県人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。	6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、 <u>前項</u> に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものがこれに相当するものとして県人事委員会規則で定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として県人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。	6 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において <u>同じ。</u> ）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、 <u>前項</u> に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものがこれに相当するものとして県人事委員会規則で定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として県人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。
7 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、 <u>同項中「4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして県人事委員会規則で定める職員にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。</u>	7 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、 <u>同項中「4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして県人事委員会規則で定める職員にあっては、3号給）」</u>	7 55歳を超える職員による昇給は、 <u>同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて県人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</u>
8～11 [略]	8～11 [略]	8～11 [略]
附 則	附 則	附 則
1～30 [略]	1～30 [略]	1～30 [略]
	31 第28条の3第1項に規定する職にある職員で次の各号のいずれかにかに該当	31 第28条の3第1項に規定する職にある職員で次の各号のいずれかにかに該当

<p>するものの平成26年4月から平成27年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき定められる額から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>(1) 教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの のうち第29条第5項に規定する職制上の段階、職務の級等を考慮して定められる割合が100分の20である職員 100分の25</p> <p>(2) 教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの のうち前号に掲げる職員以外の職員 100分の15</p>	<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成26年4月1日から施行する。</p>
---	--

議案第 6 号

通勤手当に関する規則の一部改正について

平成26年 3 月 27 日 提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第 1 趣旨

職員の配偶者同行休業制度の導入に伴い、所要の改正をしようとするものである。

第 2 規則案の内容

- (1) 通勤手当の返納の事由に、配偶者同行休業をし、その期間が 2 以上の月にわたる場合を加えること。（第 9 条の 2 関係）
- (2) 支給単位期間の特例の事由に、配偶者同行休業をすることにより通勤しないこととなる場合を加えること。（第 9 条の 3 関係）
- (3) 月の中途において配偶者同行休業をした場合で、当該期間が 2 以上の月にわたることとなったときの支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月から開始すること。（第 9 条の 4 関係）
- (4) その他所要の整備をすること。（第 9 条の 2 関係）

第 3 施行期日（附則関係）

平成26年 4 月 1 日から施行すること。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊 谷 隆 司

岩手県人事委員会規則第 号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和33年岩手県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(返納の事由及び額等)</p> <p>第9条の2 給与条例第29条第5項及び給与等条例第24条第5項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項若しくは職員の休職の事由に関する条例（昭和27年岩手県条例第23号。以下「休職条例」という。）第2条の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年岩手県条例第7号。以下「外国派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣され、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年岩手県条例第67号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条の規定により派遣され、<u>地方公務員の育児休業に関する法律</u>（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をし、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年岩手県条例第65号。以下「自己啓発等休業条例」という。）第2条の規定により自己啓発等休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき</p> <p>(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(支給単位期間)</p> <p>第9条の3 [略]</p> <p>2 前項第1号に掲げる普通交通機関等について、次の各号の</p>	<p>(返納の事由及び額等)</p> <p>第9条の2 給与条例第29条第5項及び給与等条例第24条第5項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項若しくは職員の休職の事由に関する条例（昭和27年岩手県条例第23号。以下「休職条例」という。）第2条の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年岩手県条例第7号。以下「外国派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣され、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年岩手県条例第67号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条の規定により派遣され、<u>地方公務員の育児休業等に関する法律</u>（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をし、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年岩手県条例第65号。以下「自己啓発等休業条例」という。）第2条の規定により自己啓発等休業をし、<u>職員の配偶者同行休業に関する条例</u>（平成26年岩手県条例第 号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第2条の規定により<u>配偶者同行休業</u>をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき</p> <p>(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(支給単位期間)</p> <p>第9条の3 [略]</p> <p>2 前項第1号に掲げる普通交通機関等について、次の各号の</p>

いずれかに掲げる事由（前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

(1) [略]

(2) 休職条例第2条第1項第1号から第3号までの規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、公益的法人等派遣条例第2条の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

(3)～(5) [略]

第9条の4 [略]

2 月の中途において法第28条第2項若しくは休職条例第2条の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、公益的法人等派遣条例第2条の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

3 [略]

いずれかに掲げる事由（前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

(1) [略]

(2) 休職条例第2条第1項第1号から第3号までの規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、公益的法人等派遣条例第2条の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をし、配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

(3)～(5) [略]

第9条の4 [略]

2 月の中途において法第28条第2項若しくは休職条例第2条の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、公益的法人等派遣条例第2条の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をし、配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

通勤手当に関する規則の一部改正について

H26.3.27 人事委員会事務局

改正内容

(1) 「職員の配偶者同行休業に関する条例」の制定に伴う所要の改正

- ア 通勤手当の返納の事由に、配偶者同行休業をし、その期間が2以上の月にわたる場合を加えること。
(第9条の2関係)
- イ 公共交通機関に係る支給単位期間の特例に係る事由に、配偶者同行休業の取得を加えること。
(第9条の3関係)
- ウ 月の中途において配偶者同行休業をした場合で、当該期間が2以上の月にわたることとなったときの支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月から開始すること。
(第9条の4関係)

(2) その他所要の整備

引用する法律名の整備をすること。(第9条の2関係)

第9条の2第1項第3号中、
×「地方公務員の育児休業に関する法律」
○「地方公務員の育児休業等に関する法律」
と改正するもの。

※当該条項追加時(平成16年岩手県人事委員会規則第4号)から誤っていたもの。

(3) 施行日

平成26年4月1日から施行する。

(所要の整備についても、本来改正分の施行日に合わせること。)

議案第7号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

平成26年3月27日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 趣旨

職員の配偶者同行休業制度の導入に伴い、所要の改正をしようとするものである。

第2 規則案の内容

- (1) 基準日に配偶者同行休業をしている職員には期末手当及び勤勉手当を支給しないこと。（第2条、第8条関係）
- (2) 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間について、当該期間の2分の1の期間を期末手当に係る在職期間から除算すること。（第6条関係）
- (3) 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間について、当該期間を勤勉手当に係る勤務期間から除算すること。（第12条関係）
- (4) その他所要の整備をすること。（第3条関係）

第3 施行期日（附則関係）

平成26年4月1日から施行すること。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊 谷 隆 司

岩手県人事委員会規則第 号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年岩手県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第2条 給与条例第38条第1項前段及び給与等条例第29条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、これらに規定するそれぞれの基準日（以下この条、次条、第5条及び第7条において「基準日」という。）に在職する職員（給与条例第38条の2各号又は給与等条例第29条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>第3条 給与条例第38条第1項後段又は給与等条例第29条第1項後段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる職員（非常勤である職員にあっては、短時間勤務職員その他人事委員会の定める職員に限る。）となった職員で人事委員会の定めるもの ア・イ [略] ウ 地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人の職員 エ・オ [略]</p> <p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 育児休業法第2条の規定に基づき育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）、公益的法人等派遣職員のうち育児介護休業法第2条第1号に規定する育児休業をしている</p>	<p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第2条 給与条例第38条第1項前段及び給与等条例第29条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、これらに規定するそれぞれの基準日（以下この条、次条、第5条及び第7条において「基準日」という。）に在職する職員（給与条例第38条の2各号又は給与等条例第29条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p><u>(11) 配偶者同行休業職員（職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年岩手県条例第 号）第2条の規定に基づき配偶者同行休業をしている職員をいう。）</u></p> <p>第3条 給与条例第38条第1項後段又は給与等条例第29条第1項後段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる職員（非常勤である職員にあっては、短時間勤務職員その他人事委員会の定める職員に限る。）となった職員で人事委員会の定めるもの ア・イ [略] ウ 地方独立行政法人法第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人の職員 エ・オ [略]</p> <p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 育児休業法第2条の規定に基づき育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）、公益的法人等派遣職員のうち育児介護休業法第2条第1号に規定する育児休業をしている</p>

職員（当該育児休業をしている期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）並びに第2条第9号及び第10号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間

(4)～(6) [略]

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第8条 給与条例第39条第1項前段及び給与等条例第30条第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、これらに規定するそれぞれの基準日（第11条、第12条及び第13条において「基準日」という。）に在職する職員（給与条例第39条第5項において準用する給与条例第38条の2各号又は給与等条例第30条第5項において準用する給与等条例第29条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1)～(6) [略]

(7) 第2条第9号及び第10号に該当する者

(勤勉手当に係る勤務期間)

第12条 [略]

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) [略]

(2) 育児休業法第2条の規定に基づき育児休業をしている職員、公益的法人等派遣職員のうち育児介護休業法第2条第1号に規定する育児休業をしている職員並びに第2条第9号及び第10号に掲げる職員として在職した期間

(3)～(11) [略]

3 職員に公益的法人等派遣職員であった期間がある場合において、当該期間中に前項第2号（第2条第10号に相当する期間に限る。以下この項において同じ。）及び第5号から第10号までに掲げる期間に相当する期間があるときは、当該期間は、それぞれ同項第2号及び第5号から第10号までに掲げる期間に含むものとする。

職員（当該育児休業をしている期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）及び第2条第9号から第11号までに掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間

(4)～(6) [略]

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第8条 給与条例第39条第1項前段及び給与等条例第30条第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、これらに規定するそれぞれの基準日（第11条、第12条及び第13条において「基準日」という。）に在職する職員（給与条例第39条第5項において準用する給与条例第38条の2各号又は給与等条例第30条第5項において準用する給与等条例第29条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1)～(6) [略]

(7) 第2条第9号から第11号までに該当する者

(勤勉手当に係る勤務期間)

第12条 [略]

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) [略]

(2) 育児休業法第2条の規定に基づき育児休業をしている職員、公益的法人等派遣職員のうち育児介護休業法第2条第1号に規定する育児休業をしている職員及び第2条第9号から第11号までに掲げる職員として在職した期間

(3)～(11) [略]

3 職員に公益的法人等派遣職員であった期間がある場合において、当該期間中に前項第2号（第2条第10号及び第11号に相当する期間に限る。以下この項において同じ。）及び第5号から第10号までに掲げる期間に相当する期間があるときは、当該期間は、それぞれ同項第2号及び第5号から第10号までに掲げる期間に含むものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

H26.3.27 人事委員会事務局

改正内容

(1) 「職員の配偶者同行休業に関する条例」の制定に伴う所要の改正

- ア 基準日に配偶者同行休業をしている職員には期末手当及び勤勉手当を支給しないこと。
(第2条及び第8条関係)
- イ 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間について、当該期間の2分の1の期間を期末手当に係る在職期間から除算すること。(第6条関係)
- ウ 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間について、当該期間を勤勉手当に係る勤務期間から除算すること。(第12条関係)

(2) その他所要の整備

引用する法律の条項の整備をすること。(第3条関係)

第3条第3号ウ中、

「一般独立行政法人」を規定する独立行政法人法の条項が移動したもの。

(第55条→第8条第3項)

※地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号)による改正→平成25年6月14日施行

(3) 施行日

平成26年4月1日から施行する。

(所要の整備についても、本来改正分の施行日に合わせること。)

議案第8号

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部改正について

平成26年3月27日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 趣旨

配偶者同行休業制度の導入に伴い、所要の整備をしようとするものである。

第2 規則案の内容

職員が転出した場合に所属機関の長が新たな所属機関の長に通知する当該職員の勤務に係る日数及び時間数等の対象に、配偶者同行休業を加えること。

(第12条関係)

第3 施行期日（附則関係）

平成26年4月1日から施行すること。

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊 谷 隆 司

岩手県人事委員会規則第 号

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則（昭和38年岩手県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与支給機関等に対する通知)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 所属機関の長は、職員が転出した場合には、出勤簿等に基づき、当該職員の当該給与期間における当該転出の日の前日までの週休日（勤務時間等条例第3条第1項又は給与等条例第26条の2第1項に規定する週休日をいう。）の日数、当該転出後の勤勉手当の額の算定に際しその者の勤務成績を判定する対象となる期間中の欠勤（正規の勤務時間中に勤務しないために給与を減額される場合をいう。）、病気休暇及び介護休暇（勤務時間等条例第12条又は給与等条例第26条の12第1項に規定する病気休暇及び介護休暇をいう。）、育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条又は第19条の規定に基づく育児休業又は部分休業をいう。）、育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務（同法第17条に規定する短時間勤務を含む。）をいう。）、自己啓発等休業（法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。）並びに修学部分休業（法第26条の2に規定する修学部分休業をいう。）の日数及び時間数並びにその他必要とする事項を記入し、これを文書で当該職員が新たに所属することとなった所属機関の長に通知するものとする。この場合において、当該職員が給与等条例の適用を受ける者であるときは、従前当該職員を所管していた教育事務所長が新たに当該職員を所管することとなる教育事務所長に対してするものとする。</p> <p>5 [略]</p>	<p>(給与支給機関等に対する通知)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 所属機関の長は、職員が転出した場合には、出勤簿等に基づき、当該職員の当該給与期間における当該転出の日の前日までの週休日（勤務時間等条例第3条第1項又は給与等条例第26条の2第1項に規定する週休日をいう。）の日数、当該転出後の勤勉手当の額の算定に際しその者の勤務成績を判定する対象となる期間中の欠勤（正規の勤務時間中に勤務しないために給与を減額される場合をいう。）、病気休暇及び介護休暇（勤務時間等条例第12条又は給与等条例第26条の12第1項に規定する病気休暇及び介護休暇をいう。）、育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条又は第19条の規定に基づく育児休業又は部分休業をいう。）、育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務（同法第17条に規定する短時間勤務を含む。）をいう。）、自己啓発等休業（法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。）、<u>配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。）</u>並びに修学部分休業（法第26条の2に規定する修学部分休業をいう。）の日数及び時間数並びにその他必要とする事項を記入し、これを文書で当該職員が新たに所属することとなった所属機関の長に通知するものとする。この場合において、当該職員が給与等条例の適用を受ける者であるときは、従前当該職員を所管していた教育事務所長が新たに当該職員を所管することとなる教育事務所長に対してするものとする。</p> <p>5 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部改正について

H26. 3. 27 人事委員会事務局

1 趣旨

配偶者同行休業制度の導入に伴い、所要の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

【第 12 条関係】

職員が転出した場合に所属機関の長が新たな所属機関の長に通知する当該職員の勤務に係る日数及び時間数等の対象に、配偶者同行休業を加えること。

- ・職員が転出した場合に、転出前の所属機関から新しい所属機関に対し、給与計算の基礎となる週休日等の日数を通知することとしている。
- ・自己啓発等休業と同様に、当該規定に配偶者同行休業も加えようとするもの。
- ・なお、本規則と同様の規定は、人事院規則にはないこと。

3 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日

(職員の配偶者同行休業に関する条例等の施行日と同一とすること。)

議案第9号

職員の給与の支給に関する規則の一部改正について

平成26年3月27日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 趣旨

配偶者同行休業制度の導入に伴い、所要の整備をしようとするものである。

第2 規則案の内容

- (1) 給与期間の中途において配偶者同行休業を始め、又は同休業の終了により職務に復帰した場合において、給料を日割計算により支給することとすること。(第7条関係)
- (2) その他所要の整備をすること。(第32条関係)

第3 施行期日(附則関係)

平成26年4月1日から施行すること。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和38年岩手県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第7条 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、外国派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定に基づき派遣され、育児休業法第2条の規定に基づき育児休業をし、大学院修学休業をし、自己啓発等休業条例第2条の規定に基づき自己啓発等休業をし、又は停職にされている職員が、給料の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第32条 給与条例第31条第1項、給与等条例第27条第1項、勤務時間等条例第16条第3項、<u>職員の育児休業に関する条例</u>（平成4年岩手県条例第7号）第21条又は修学部分休業条例第4条の規定によりその給与期間において給与が減額される全時間数に1時間未満の端数が生じたときは、第24条の規定の例による。</p>	<p>第7条 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p><u>(8) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年岩手県条例第 号）第2条の規定に基づき配偶者同行休業を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合</u></p> <p>(9) [略]</p> <p>2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、外国派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定に基づき派遣され、育児休業法第2条の規定に基づき育児休業をし、大学院修学休業をし、自己啓発等休業条例第2条の規定に基づき自己啓発等休業をし、<u>職員の配偶者同行休業に関する条例第2条の規定に基づき配偶者同行休業をし</u>、又は停職にされている職員が、給料の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第32条 給与条例第31条第1項、給与等条例第27条第1項、勤務時間等条例第16条第3項、<u>職員の育児休業等に関する条例</u>（平成4年岩手県条例第7号）第21条又は修学部分休業条例第4条の規定によりその給与期間において給与が減額される全時間数に1時間未満の端数が生じたときは、第24条の規定の例による。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

職員の給与の支給に関する規則の一部改正について

H26. 3. 27 人事委員会事務局

1 趣旨

配偶者同行休業制度の導入に伴い、所要の整備をしようとするものである。

2 改正の内容**【第7条関係】**

- (1) 給与期間の中途において配偶者同行休業を始め、又は同休業の終了により職務に復帰した場合において、給料を日割計算により支給することとする。

- ・ 給与期間の中途において配偶者同行休業を取得した場合、休業に係る部分については無給となることから、日割計算の上で給与を支給しようとするもの。
- ・ 同様に復帰の場合も日割計算の上で支給をするもの。

- (2) 国の改正内容

人事院規則 9-7（俸給等の支給）の一部改正により、給与期間の中途において配偶者同行休業を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合の日割計算を規定していること。（施行日：平成 26 年 2 月 21 日）

【第32条関係】

その他所要の整備をすること。

- ・ 職員の育児休業等に関する条例の名称の整備（平成 6 年岩手県人事委員会規則第 31 号により改正誤り）

3 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日

（職員の配偶者同行休業に関する条例等の施行日と同一とすること。）

議案第10号

職員の育児休業等に関する規則の一部改正について

平成26年 3 月 27日 提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第 1 趣旨

配偶者同行休業制度の導入に伴い、所要の整備をしようとするものである。

第 2 規則案の内容

育児休業をしている職員の期末手当に係る勤務した期間に相当する期間から、配偶者同行休業をしている職員として在職した期間を除くこと。（第10条関係）

第 3 施行期日（附則関係）

平成26年 4 月 1 日から施行すること。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊 谷 隆 司

岩手県人事委員会規則第 号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年岩手県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務した期間に相当する期間）</p> <p>第10条 育児休業条例第7条第1項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年岩手県人事委員会規則第4号。以下「期末手当等規則」という。）第2条第3号、第4号<u>及び</u>第10号に掲げる職員として在職した期間</p> <p>（3）・（4） [略]</p>	<p>（育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務した期間に相当する期間）</p> <p>第10条 育児休業条例第7条第1項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年岩手県人事委員会規則第4号。以下「期末手当等規則」という。）第2条第3号、第4号、<u>第10号及び第11号</u>に掲げる職員として在職した期間</p> <p>（3）・（4） [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する規則の一部改正について

H26. 3. 27 人事委員会事務局

1 改正の趣旨

配偶者同行休業制度の導入に伴い、所要の整備を行おうとするものである。

2 規則の改正について

【第10条関係】

- ・ 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に育児休業をしている職員に対する期末手当の支給に関し、「勤務した期間[※]」に含める期間（休暇等の期間）について定める条項

※ 基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該期間の区分に応じて期末・勤勉手当が支給される。（勤勉手当については、勤務した日がなければ支給されないこと。）

(1) 国の改正内容

人事院規則 19-0（職員の育児休業等）の一部改正により、育児休業をしている職員の期末手当に係る勤務した期間に相当する期間から、「配偶者同行休業」をしている職員として在職した期間を除くこととする改正が行われたこと。（施行日：平成26年2月21日）

(2) 職員の育児休業等に関する規則の改正内容

本県の育児休業をしている職員に対する期末手当の支給に関する規定については、人事院規則・運用通知に準拠しているところであり、国に準じて所要の整備を行うこととする。

⇒ 育児休業をしている職員の期末手当に係る勤務した期間に相当する期間から、「配偶者同行休業」をしている職員として在職した期間を除くこと。（期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正後の条項を引用して規定すること。）

(3) 施行日

平成26年4月1日（職員の配偶者同行休業に関する条例と同日とする。）

議案第11号

職員の配偶者同行休業に関する規則の制定について

平成26年3月27日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 趣旨

この規則は、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年岩手県条例第□号。以下「条例」という。）第7条、第8条、第10条及び第12条の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めようとするものである。

第2 規則案の内容

- (1) 趣旨について定めること。（第1条関係）
- (2) 条例に規定する任命権者について定めること。（第2条関係）
- (3) 配偶者同行休業の承認の申請手続について定めること。（第3条関係）
- (4) 配偶者同行休業の期間の延長の申請手続について定めること。（第4条関係）
- (5) 配偶者同行休業の承認の取消事由等について定めること。（第5条関係）
- (6) 配偶者同行休業取得期間中の届出等について定めること。（第6条関係）
- (7) 職員の職務復帰について定めること。（第7条関係）
- (8) 配偶者同行休業に係る辞令書の交付について定めること。（第8条関係）
- (9) 配偶者同行休業に伴う任期付採用に係る辞令書の交付について定めること。（第9条関係）
- (10) 職務に復帰した日後における最初の昇給日について定めること。（第10条関係）
- (11) 配偶者同行休業承認申請書等の様式その他この規則の実施に関し必要な事項は、別に定めること。（第11条関係）

第3 施行期日（附則関係）

平成26年4月1日から施行すること。

職員の配偶者同行休業に関する規則をここに公布する。

平成26年3月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

職員の配偶者同行休業に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年岩手県条例第 号。以下「条例」という。）第7条、第8条、第10条及び第12条の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者)

第2条 条例に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

(配偶者同行休業の承認の申請手続)

第3条 配偶者同行休業の承認の申請は、別に定める配偶者同行休業承認申請書により、配偶者同行休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 任命権者は、配偶者同行休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長の申請手続)

第4条 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由等)

第5条 条例第7条第3号及び第8条第5号の人事委員会規則で定める事由は、配偶者同行休業をしている職員が職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号）第15条に規定する特別休暇のうち職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号）第12条第11号又は第12号に掲げる場合における休暇を取得することとなったこととする。

(届出等)

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、条例第8条の規定によるほか、配偶者同行休業に係る事項に変更が生じた場合は、別に定める配偶者同行休業状況変更届により、遅滞なく、任命権者にその旨を届け出なければならない。

2 第3条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

(職務復帰)

第7条 配偶者同行休業の期間が満了したとき、配偶者同行休業の承認が休職若しくは停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は配偶者同行休業の承認が取り消されたとき（条例第7条第2号に掲げる事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。）は、配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(配偶者同行休業に係る辞令書の交付)

第8条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令書を交付しなければならない。

- (1) 職員の配偶者同行休業を承認する場合
- (2) 職員の配偶者同行休業の期間の延長を承認する場合
- (3) 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合

(配偶者同行休業に伴う任期付採用に係る辞令書の交付)

第9条 任命権者は、次に掲げる場合には、辞令書を交付しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合において辞令書の交付によらないことが適当と認めるときは、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。

- (1) 条例第9条第1項の規定に基づき任期を定めて職員を採用した場合

(2) 条例第9条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員（次号において「任期付職員」という。）の任期を更新した場合

(3) 任期の満了により任期付職員が当然に退職した場合

（職務に復帰した日後における最初の昇給日）

第10条 条例第10条の人事委員会規則で定める日は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号）第32条に規定する昇給日とする。

（補則）

第11条 配偶者同行休業承認申請書等の様式その他この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

職員の配偶者同行休業に関する規則の新設制定について

H26. 3. 27 人事委員会事務局職員課

○ 第1条

規則の趣旨について定めること。

なお、条例において人事委員会規則に委任する旨の規定を置いているのは、第4条第4号、第6条第2項、第7条第3号、第8条第5号、第10及び第12条。

このうち第4条第4号（人事委員会規則で定める配偶者外国滞在事由）及び第6条第2項（人事委員会規則で定める配偶者同行休業の期間の延長を1回に限りできる特別の事情）で委任されている事項は、現段階で想定されているものがなく、今回は規定しないため、趣旨規定では当該条項は引用しない。（自己啓発等休業規則においても同様の考え方であること。）

○ 第2条

任命権者の定義について定めること。

（人事院規則第3条及び自己啓発等休業規則第2条を参考にしたもの）

○ 第3条

配偶者同行休業の承認の申請手続について定めること。

（人事院規則第6条及び自己啓発等休業規則第4条を参考にしたもの）

○ 第4条

配偶者同行休業の期間の延長の申請手続について定めること。

なお、条例第6条第2項で規則に委任されている「特別の事情」は、人事院規則同様に現段階では想定している具体的な事例がないため、今回は規定しないこと。

（人事院規則第7条を参考にしたもの）

○ 第5条

条例第7条第3号及び第8条第5号において人事委員会規則で定めることと規定されている事由事由について定めること。（国の例に準じて、産前・産後に係る特別休暇を取得することとなった場合を規定する。）

（人事院規則第9条を参考にしたもの）

○ 第6条

条例第8条第1号から第5号までに掲げる場合及び承認事項の変更があった場合の届出の手続について定めること。

（自己啓発等休業規則第6条を参考にしたもの。国では規定していない本県のオリジナル。）

⇒自己啓発等休業規則、育児休業等規則でも、休業の承認が取り消されるような事情が生じた場合の報告等の手続が任命権者間で統一を図る趣旨から定められており、これらと同様、配偶者同行休業の承認の取消につながるような届出については、手続について規則で規定することが必要と考えられる

こと。

⇒また、外国における住所・居所等承認の継続に当たって必要な事項についても、届出を要することとするもの。

⇒届の名称は、具体的な内容が推察できるようなものが望ましいが、内容が多岐にわたるため、ある程度包括的な名称にせざるを得ない。他の例を参考に「配偶者同行休業状況変更届」とする。

○ 第7条

職務復帰の規定について定めること。

配偶者同行休業の終了事由	該当条項	職務復帰の有無
配偶者同行休業の期間の満了	—	○
休職又は停職の処分を受けた場合	地公法第26条の6第5項	×
配偶者の死亡又は離婚（事実婚の解消）の場合	地公法第26条の6第5項	○
配偶者と生活を共に生活しなくなった場合	地公法第26条の6第6項	○
配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が条例第4条各号の事由に該当しなくなった場合	条例第7条第1号	○
育児休業の承認をされた場合	条例第7条第2号	×
産前休暇又は産後休暇を取得することとなった場合	条例第7条第3号（規則第5条）	○*

※ 「休暇」は、「職員が割り振られた正規の勤務時間を正当に勤務しないことが認められている状態」（公務員の勤務時間・休暇法詳解（学陽書房））であるため、職務への復帰した上で取得することとなる。

（人事院規則第11条を参考にしたもの）

○ 第8条

配偶者同行休業に係る辞令書の交付について定めること。

（人事院規則第12条及び自己啓発等休業規則第8条を参考にしたもの）

○ 第9条

配偶者同行休業に伴う任期付採用に係る辞令書の交付について定めること。

（人事院規則第14条及び育児休業等規則第9条を参考にしたもの）

○ 第10条

条例第10条において人事委員会規則で定めることと規定されている職務に復帰した日後における最初の昇給日について定めること。

（自己啓発等休業第9条を参考にしたもの）

○ 第11条

他の規則と同様に、申請書等の様式その他この規則の実施に関し必要な事項は、別に定めることとする。

（自己啓発等休業第10条を参考にしたもの）

職員の配偶者同行休業に関する条例をここに公布する。

平成 26 年 月 日

岩手県条例第 号

職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 26 条の 6 第 1 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）から第 3 項まで及び第 6 項から第 8 項までの規定並びに同条第 11 項において準用する法第 26 条の 5 第 6 項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（法第 26 条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第 2 条 任命権者は、職員が配偶者同行休業の承認の申請をした場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第 3 条 法第 26 条の 6 第 1 項の条例で定める期間は、3 年を超えない範囲内の期間とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第 4 条 法第 26 条の 6 第 1 項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6 月以上の期間にわたり継続することが見込まれるものに限る。第 7 条第 1 号において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

(1) 外国での勤務

(2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

(3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 83 条に規定する外国に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前 2 号に該当するものを除く。）

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として人事委員会規則で定めるもの

(配偶者同行休業の承認の申請)

第 5 条 第 2 条の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該申請をした職員の配偶者（法第 26 条の 6 第 1 項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第 6 条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が 3 年を超えない範囲内において

て、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 配偶者同行休業の期間の延長は、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。

3 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。

(2) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める事由に該当することとなったこと。

(届出)

第8条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 配偶者が死亡した場合

(2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合

(3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合

(4) 前条第1号に掲げる事由に該当することとなった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める事由に該当することとなった場合

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第9条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

(1) 申請期間を任用の期間（以下「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定に基づき任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。

3 任命権者は、第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

4 任命権者は、前項の規定に基づき任期を更新する場合には、あらかじめ同項の職員の同意を得なければならない。

5 第2項の規定は、第3項の規定に基づき任期を更新する場合について準用する。

(職務復帰後における号給の調整)

第10条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第11条 職員の退職手当に関する条例(昭和28年岩手県条例第40号)第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間中は、同条例第6条の4第1項に規定することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての職員の退職手当に関する条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数(地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数)」とあるのは、「その月数」とする。

(人事委員会規則への委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- (岩手県職員定数条例の一部改正)
- 2 岩手県職員定数条例(昭和27年岩手県条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の規定による定数には、次に掲げる者に係るものを含むものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>3 前2項の規定による定数には、次に掲げる者に係るものを含まないもの</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の規定による定数には、次に掲げる者に係るものを含むものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>県立学校に勤務する者及び県費負担教職員であって、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年岩手県条例第 号)第9条第1項第2号の規定に基づき臨時的に任用されたもの</u></p> <p>3 前2項の規定による定数には、次に掲げる者に係るものを含まないもの</p>

<p>とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>配偶者同行休業をしている者</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p>	
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>(医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)</p> <p>3 医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例 (昭和35年岩手県条例第29号) の一部を次のように改正する。</p>	
<p>改正前</p> <p>(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第17条の3 [略]</p> <p>(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第17条の3 [略]</p> <p>(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第17条の4 地方公務員法第26条の6 第1項の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。</p>	<p>改正後</p> <p>(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第17条の3 [略]</p> <p>(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第17条の4 地方公務員法第26条の6 第1項の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>(企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)</p> <p>4 企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例 (昭和35年岩手県条例第32号) の一部を次のように改正する。</p>	
<p>改正前</p> <p>(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第17条の3 [略]</p> <p>(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第17条の3 [略]</p> <p>(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第17条の4 地方公務員法第26条の6 第1項の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。</p>	<p>改正後</p> <p>(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第17条の3 [略]</p> <p>(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第17条の4 地方公務員法第26条の6 第1項の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。	
(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)	
5 職員の育児休業等に関する条例（平成4年岩手県条例第7号）の一部を次のように改正する。	
改正前	改正後
(育児休業をすることができない職員)	(育児休業をすることができない職員)
第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。	第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。
(1) [略]	(1) [略]
(2) [略]	(2) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年岩手県条例第 号） 第9条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員
(3) [略]	(3) [略]
(4) [略]	(4) [略]
(4) [略]	(5) [略]
(育児短時間勤務をすることができない職員)	(育児短時間勤務をすることができない職員)
第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。	第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。
(1) [略]	(1) [略]
(2) [略]	(2) 職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員
(2) [略]	(3) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	
(職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正)	
6 職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例（平成19年岩手県条例第28号）の一部を次のように改正する。	
改正前	改正後
(大学院派遣研修費用の償還)	(大学院派遣研修費用の償還)
第3条 [略]	第3条 [略]
2 [略]	2 [略]

<p>3 第1項第2号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 地方公務員法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業をした期間</p>	<p>3 第1項第2号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

議案第 12 号**岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部改正について**

平成 26 年 3 月 27 日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令案要綱**第 1 改正の趣旨**

配偶者同行休業制度の創設に伴い、承認に係る専決権限を定めるほか、併せて所要の整備をしようとするものである。

第 2 改正の内容

- (1) 配偶者同行休業の承認を総括課長専決事項とすること。(第 6 条関係)
- (2) 関係法令の改正等に伴う所要の整備を行うこと。(第 5 条、第 6 条関係)
- (3) 従来明確に定めなかった事項について、所要の整備を行うこと。
(第 6 条関係)

第 3 施行期日 (附則関係)

平成 26 年 4 月 1 日から施行すること。

岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊 谷 隆 司

岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県人事委員会事務局代決専決規程（昭和41年岩手県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(局長専決事項)</p> <p>第5条 局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(14) 登録条例第4条第1項の規定による解散の届出を受理し、同条第4項の規定により通知すること。</p> <p>(15)・(16) [略]</p> <p>(17) 任用規則第8条第3号に規定する転任を承認すること。ただし、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号。以下「初任給等規則」という。）第3条第2項の規定に基づく級別職務区分表（<u>昭和60年岩手県人事委員会告示第4号</u>）並びに「企業職員に係る選考基準について」の通知（昭和60年12月24日付け人委職第165号）別表第1及び別表第2に定める職務区分表に掲げる職務の級である職のうち、次に掲げる職務の級（以下「委員会付議級」という。）である職に係るものを除く。</p> <p>ア～ク [略]</p> <p>(18)～(31) [略]</p> <p>(32) 級別職務区分表の1行政職給料表の備考1、2公安職給料表の備考1、<u>4教育職給料表(1)</u>の備考1、<u>5教育職給料表(2)</u>の備考1、<u>6研究職給料表の備考1</u>、<u>7医療職給料表(1)</u>の備考1、<u>8医療職給料表(2)</u>の備考1及び<u>9医療職給料表(3)</u>の備考1の規定により職員の職務の級の決定について承認すること。</p> <p>(33)～(35) [略]</p> <p>(36) 「<u>超過勤務手当の運用について</u>」の通知（平成22年3月31日付け人委職第337号）その他の事項第2項の規定により協議に応ずること。</p> <p>(37) [略]</p> <p>(38) [略]</p> <p>(39) [略]</p>	<p>(局長専決事項)</p> <p>第5条 局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(14) 登録条例第4条第1項の規定による解散の届出を受理し、同条第4項<u>において準用する登録条例第3条</u>の規定により通知すること。</p> <p>(15)・(16) [略]</p> <p>(17) 任用規則第8条第3号に規定する転任を承認すること。ただし、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号。以下「初任給等規則」という。）第3条第2項の規定に基づく級別職務区分表（<u>平成18年岩手県人事委員会告示第3号</u>）並びに「企業職員に係る選考基準について」の通知（昭和60年12月24日付け人委職第165号）別表第1及び別表第2に定める職務区分表に掲げる職務の級である職のうち、次に掲げる職務の級（以下「委員会付議級」という。）である職に係るものを除く。</p> <p>ア～ク [略]</p> <p>(18)～(31) [略]</p> <p>(32) 級別職務区分表の1行政職給料表の備考1、2公安職給料表の備考1、<u>3教育職給料表(1)</u>の備考1、<u>4教育職給料表(2)</u>の備考1、<u>5研究職給料表の備考1</u>、<u>6医療職給料表(1)</u>の備考1、<u>7医療職給料表(2)</u>の備考1及び<u>8医療職給料表(3)</u>の備考1の規定により職員の職務の級の決定について承認すること。</p> <p>(33)～(35) [略]</p> <p>(36) [略]</p> <p>(37) [略]</p> <p>(38) [略]</p>

(40) [略]

(41) 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年岩手県人事委員会規則第4号。以下「期末手当等規則」という。）
第14条ただし書の規定により協議に応ずること。

(42) [略]

(43) へき地手当に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第21号）第2条ただし書の規定によりへき地学校を告示により指定すること。

(44) [略]

(45) [略]

(46) [略]

(47) [略]

(48) [略]

(49) [略]

(50) [略]

(51) [略]

(52) [略]

(53) 「任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例の運用について」の通知（平成12年10月12日付け人委職第168号）条例第5条第5項及び規則第7条関係第2項の規定により協議に応ずること。

(54) [略]

(55) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用等に関する法律（平成14年法律第48号。以下「任期付一般職員採用法」という。）第3条第3項の規定により同条第2項に規定する職員の採用について承認すること。ただし、委員会付議級に係るものを除く。

(56) [略]

(57) [略]

(58) [略]

(59) [略]

(60) [略]

(61) [略]

(62) [略]

(63) [略]

(64) [略]

（総括課長専決事項）

第6条 [略]

(1)・(2) [略]

(39) [略]

(40) 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年岩手県人事委員会規則第4号。以下「期末手当等規則」という。）
第14条第1項ただし書の規定により協議に応ずること。

(41) [略]

(42) へき地手当等に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第21号）第2条ただし書の規定によりへき地学校を告示により指定すること。

(43) [略]

(44) [略]

(45) [略]

(46) [略]

(47) [略]

(48) [略]

(49) [略]

(50) [略]

(51) [略]

(52) 「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例の運用について」の通知（平成12年10月12日付け人委職第168号）条例第5条第5項及び規則第7条関係第2項の規定により協議に応ずること。

(53) [略]

(54) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「任期付一般職員採用法」という。）第3条第3項の規定により同条第2項に規定する職員の採用について承認すること。ただし、委員会付議級に係るものを除く。

(55) [略]

(56) [略]

(57) [略]

(58) [略]

(59) [略]

(60) [略]

(61) [略]

(62) [略]

(63) [略]

（総括課長専決事項）

第6条 [略]

(1)・(2) [略]

(3) 担当課長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関するこ
と。

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) 登録条例第4条第1項の規定による規約等の変更を受
理し、同条第4項の規定により通知すること。

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) 初任給等規則第38条の規定により昇給について承認す
ること。

(20) [略]

(21) [略]

(22) 初任給等規則別表第6アの備考第3項の規定により初
任給の額について承認すること。

(23) 初任給等規則別表第6カの備考の規定により学歴免許
等欄の区分の適用について承認すること。

(24) [略]

(25) [略]

(26) [略]

(27) [略]

(28) 「職員の昇格の実施基準について」の通知(昭和60年
12月24日付け人委職第146号)第3第1項の規定により同
格とみなされる在職年数又は在級年数について承認する
こと。

(29) [略]

(4) 担当課長の休暇その他の服務に関すること。

(5) 担当課長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(6) 職員の育児休業及び育児短時間勤務の承認に関するこ
と。

(7) 職員の自己啓発等休業の承認に関すること。

(8) 職員の配偶者同行休業の承認に関すること。

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) 登録条例第4条第1項の規定による規約等の変更の届
出を受理し、同条第4項において準用する登録条例第3
条の規定により通知すること。

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

(21) [略]

(22) [略]

(23) [略]

(24) [略]

(25) 初任給等規則第38条第1号又は第2号の規定により昇
給について承認すること。

(26) [略]

(27) [略]

(28) 初任給等規則別表第6アの備考3の規定により初任給
の額について承認すること。

(29) 初任給等規則別表第6カの備考2の規定により学歴免
許等欄の区分の適用について承認すること。

(30) [略]

(31) [略]

(32) [略]

(33) [略]

(34) 「職員の昇格の実施基準について」の通知(平成18年
3月31日付け人委職第210号)第3第1項の規定により同
等とみなされる在職年数又は在級年数について承認する
こと。

(35) [略]

<p>(30) [略]</p> <p>(31) 「<u>給料の特別調整額に関する規則等の規定に基づく校長及び教頭の指定について</u>」の通知（平成8年12月24日付け人委職第200号）第1項の規定に基づき任命権者が定める学校について承認すること。</p> <p>(32) [略]</p> <p>(33) [略]</p> <p>(34) [略]</p> <p>(35) [略]</p> <p>(36) 単身赴任手当に関する規則（平成2年岩手県人事委員会規則第1号。以下「単身赴任手当規則」という。）<u>第5条第3項第1号、第2号及び第4号並びに「単身赴任手当に関する規則の運用について」</u>の通知（平成2年3月29日付け人委職第252号。以下「単身赴任手当通知」という。）規則第5条関係<u>第4項第1号及び第2号</u>の規定により職務の遂行上住居を移転せざるを得ない職員であることを承認すること。</p> <p>(37) 単身赴任手当規則<u>第5条第3項第3号及び第5号</u>の規定により職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができない職員であることを承認すること。</p> <p>(38) 単身赴任手当通知規則第5条関係<u>第4項第7号</u>の規定により単身赴任手当を支給される職員との権衡上特に必要がある職員であることを承認すること。</p> <p>(39) [略]</p> <p>(40) 「<u>期末手当及び通勤手当に関する規則の運用等について</u>」の通知（昭和39年1月31日付け39岩人委業第21号。以下「期末手当等運用通知」という。）<u>第14条第5号</u>の規定により協議に応ずること。</p> <p>(41) 期末手当等運用通知<u>第21項第6号</u>の規定により協議に応ずること。</p> <p>(42) [略]</p> <p>(43) [略]</p> <p>(44) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(36) [略]</p> <p>(37) 「<u>給料の特別調整額に関する規則等の規定に基づく校長、副校長及び教頭の指定について</u>」の通知（平成8年12月24日付け人委職第200号）第1項の規定に基づき任命権者が定める学校について承認すること。</p> <p>(38) [略]</p> <p>(39) [略]</p> <p>(40) [略]</p> <p>(41) [略]</p> <p>(42) 単身赴任手当に関する規則（平成2年岩手県人事委員会規則第1号。以下「単身赴任手当規則」という。）<u>第5条第3項第2号、第3号及び第5号並びに「単身赴任手当に関する規則の運用について」</u>の通知（平成2年3月29日付け人委職第252号。以下「単身赴任手当通知」という。）規則第5条関係<u>第5項第1号及び第6号</u>の規定により職務の遂行上住居を移転せざるを得ない職員であることを承認すること。</p> <p>(43) 単身赴任手当規則<u>第5条第3項第4号及び第6号並びに単身赴任手当通知規則第5条関係第5項第2号</u>の規定により職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができない職員であることを承認すること。</p> <p>(44) 単身赴任手当通知規則第5条関係<u>第5項第9号</u>の規定により単身赴任手当を支給される職員との権衡上特に必要がある職員であることを承認すること。</p> <p>(45) [略]</p> <p>(46) 「<u>期末手当及び通勤手当に関する規則の運用等について</u>」の通知（昭和39年1月31日付け39岩人委業第21号。以下「期末手当等運用通知」という。）<u>第15条第5号</u>の規定により協議に応ずること。</p> <p>(47) 期末手当等運用通知<u>第23項第6号</u>の規定により協議に応ずること。</p> <p>(48) [略]</p> <p>(49) [略]</p> <p>(50) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	
<p>附 則</p>	
<p>この訓令は、平成26年4月1日から施行する。</p>	

岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令

平成 26 年 3 月 27 日

1 改正の趣旨

地方公務員法の改正により、職員の配偶者同行休業の制度が創設されたことに伴い、所要の改正を行うこと。併せて、規定の見直しを行い、所要の整備を行うこと。

2 改正内容

(1) 職員の配偶者同行休業制度創設に伴う改正：第 6 条関係（総括課長専決事項）

職員の配偶者同行休業に係る承認を総括課長専決事項とすること。（第 8 号関係）

【考え方】知事部局においては、所属長が人事課に内申し、承認行為は人事課給与人事担当課長の専決事項となっている。（規則第 21 条関係）当委員会においては、内申と承認を一括して行うため、総括課長の専決事項としようとするもの。

(2) その他所要の整備

① 第 5 条関係（局長専決事項）

- ア 規定の内容を整備すること（第 14 号関係）
- イ 級別職務区分表の法令番号等を修正すること。（第 17 号、第 32 号関係）
（平成 18 年 3 月 31 日付け全部改正に伴う改正漏れ）
- ウ 規定を削除すること。（第 36 号関係）
（平成 23 年 4 月 1 日付け「超過勤務手当の運用について」の通知の廃止に伴う改正漏れ）
- エ 引用条項の整備（第 41 号関係）
（平成 18 年 3 月 31 日訓令第 1 号の改正誤り）
- オ 通知の名称の整備（第 53 号関係）
（平成 12 年人事委員会訓令第 2 号の改正誤り）
- カ 法律の名称の整備（第 55 号関係）
（平成 15 年人事委員会訓令第 1 号の改正誤り）
- キ 号の削除に伴う異動

② 第 6 条関係（総括課長専決事項）

【担当課長の服務等に係る決裁権限を明記すること】

（平成 20 年度組織改編時の改正漏れ）

- ア 担当課長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。（第 3 号関係）
- イ 担当課長の休暇その他の服務に関すること。（第 4 号関係）

ウ 担当課長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。(第5号関係)

【考え方】岩手県事務委任及び代決専決規則(平成18年規則第64号 以下「規則」という。)においては、担当課長の服務等については総括課長専決事項とされているため、同様に取扱いおうとするもの(第16条関係)

【休業等の承認について、総括課長専決事項とすること】

(職員の育児休業及び育児短時間勤務並びに自己啓発等休業の承認の規定漏れ)

エ 職員の育児休業及び育児短時間勤務の承認に関すること。(第6号関係)

オ 職員の自己啓発等休業の承認に関すること。(第7号関係)

【考え方】従来、育児休業及び育児短時間勤務の承認、自己啓発等休業の承認については、決裁権限が明確化されていなかったため、配偶者同行休業と併せて新たに規定しようとするもの。

カ 規定の内容の整備(第16号、第25号、第29号関係)

(表現の所要の整備)

キ 通知の名称等について整備すること。(第34号関係)

(平成18年3月31日付け人委職第210号による引用通知の改正漏れ)

ク 通知の名称について整備すること。(第37号関係)

(平成20年3月28日付け人委職第232号による通知の名称の改正の反映漏れ)

ケ 引用条項の整備(第42号～第44号関係)

(単身赴任手当規則及び同規則の運用通知の条項ずれの改正等)

コ 引用条項の整備(第46号、第47号関係)

(平成23年3月29日付け人委職第276号及び同年11月30日付け人委職第196号による期末手当等運用通知の条項ずれの改正漏れ)

3 施行日

平成26年4月1日